

第12章 機構

第1節 教育推進機構

1. 緊急教育推進会議及び教育推進室の設置

2010年（平成22）度に、全学的な教育改革を推進するため、教育・学生担当理事を議長とする「緊急教育推進会議」を設置した。同会議は、各学部・研究科で優れた教育を行っている若手教員等を構成員とし、教育組織体制、教育方針、教育課程及び教育の質の保証・向上等に関して検討を行い、2011年（平成23）3月に「教育活動推進のための提言」を取りまとめた。

この提言に基づき、教育の質の向上や教育課程の見直しなど、大学が抱える教育課題について全学的な視点で検討を行うため、2011年（平成23）度に教育・学生担当理事を室長とする教育推進室を設置した。全学及び学部・研究科の「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」の策定、英語教育の充実に向けた検討などを行った。

2. 教育推進機構の設置

2012年（平成24）7月に、学士課程教育及び大学院課程教育の充実を図るため、学内横断的に諸課題に対処し、迅速かつ効率的な意思決定を行うことを目的に、教育推進機構会議、教育推進室、21世紀教育センター、国際交流センター及び学生就職支援センターで構成する教育推進機構を新設した。

教育推進機構では、GPA制度の導入について検討を行い、全学部学生のGPAの算出・学部への提供、科目ナンバリング制度の導入についての検討、学位論文に係る全学的な評価基準の明文化などを行った。

また、2013年（平成25）度に教育推進機構にFDワーキンググループを設置し、アクティブ・ラーニング等教育方法の改善について検討を進めた。

2014年（平成26）度に、教務課に教育改革や教育推進機構の事務を行う教育改革推進室を整備した。

3. 教育推進機構の再編

2015年（平成27）10月に、教養教育を含む教育改革を全学的に効率的かつ機動的に企画・推進する体制を整備するため、教育推進機構の下に教養教育開発実践センター、アドミッションセンター、学生就職支援センター（2016年（平成28）4月からキャリアセンター）を設置する再編を行った。

以上の3つのセンターについては、教育推進機構長の下、機動的に教育改革を推進する観点から教育推進機構の下に直接置く組織として位置付けた。また、これまで教育推進室が担ってきた教育の改善及び充実に係る企画立案だけではなく、調査・研究を含む企画立案及び実施を行う実働組織として、教育推進室に代えて教育戦略室を設置した。

(1) 教養教育開発実践センター

2016年（平成28）度からの新しい教養教育実施に伴い、21世紀教育センターの後継組織として教養教育開発実践センターを設置した。本学における全学担当制による教養教育に関する企画立案、調整及び教養教育の実施並びに教育内容・授業方法の改善及び広報活動を行うとともに、教養教育に関する自己点検・評価を行い、本学における教養教育の充実、発展に寄与することが目的とされた。当初は副センター長が欠員となっていたが、2017年（平成29）10月からは2名の副センター長を置き、運営委員会の構成も一部見直しを行った。

(2) アドミッションセンター

2005年（平成17）度に「拡大入学者選抜方法研究委員会」から学長に対して、入試に関する諸問題の検討等入学者受入方策を考える機関としてアドミッションセンターの必要性が提言され、2006年（平成18）度には入試広報及び入試改善を包括的に行う組織として入試総合センター（仮称）の設置が検討されていた。

2015年（平成27）10月に教育推進機構の下に、入学者受入方針に応じ

優れた入学者の確保のための入学者選抜方法等に関する調査研究及び企画立案並びに入試広報に関する企画立案及び実施を行うことを目的として、調査研究部門及び入試広報部門を置くアドミッションセンターが設置された。同センターは、センター長、専任担当教員、学部から選出された兼任担当教員等で組織されている。

専任担当教員は、当初教育推進機構教育推進室専任教員として選考し、2015年（平成27）10月のセンター設置と同時に採用されセンター専任担当として発令されたが、2017年（平成29）7月末で退職したため、空席となっている。

（3）キャリアセンター

前身となる学生就職支援センターが2015年（平成27）10月に教育推進機構を構成する組織として設置された。その後、新たな教養教育の中でキャリア教育を明確に位置付け、体系的に実施する必要があることから、キャリア教育を担う組織として2016年（平成28）4月にキャリアセンターとして再編し、キャリア教育を含む学生のキャリア形成推進のための体制を整備した。

2016年（平成28）度卒業者の就職率は98.5%で、1984年（昭和59）度に記録をとりはじめて以降、過去最高となった。

（伊藤成治）

第2節 研究・イノベーション推進機構

研究・イノベーション推進機構の設置に至った経緯は、第1編第4章で前述したとおりである。2015年（平成27）度には研究開発推進部門、イノベーション推進部門及び知的資産部門の3部門を設置し、体制を強化した。2018年（平成30）度には、近年の大学における研究及び産学連携活動におけるリスクマネジメントが重要視されていることを踏まえ、新たにリスクマネジメント部門を設置した。各部門には部門長を置き、学内の教員を充て、教職協働による機構運営を行っている。

機構の審議機関として運営会議を置き、機構長（研究担当理事）を議長として、委員は4部門長、関係の副学長、学長特別補佐から構成され、機構の運営に関する事項を審議している。また、機構の運営及び研究推進に関し必要な業務を行うため研究戦略室を置き、機構長の下、4部門長、研究推進部長等が構成員となり機動的な機構運営に当たっている。

研究開発推進部門は、国際的レベルの研究、発展が期待される基礎的研究、地域活性化に寄与する研究の推進、若手研究者支援、外部資金の獲得及び国際的研究交流の推進等に関する業務を行い、イノベーション推進部門は、共同研究・受託研究・受託事業・学術指導等を通じたイノベーション創出、産学連携及び起業家育成等に関する業務を行っている。知的資産部門は、知的資産の創出、活用及び保護等に関する業務を行い、リスクマネジメント部門は、研究及び産学連携活動における各種リスクマネジメントに関する業務を行っている。

研究の概況については、第1編第4章で前述したとおりであるが、本節においては機構が主体的に取り組んだ事項を中心に記述する。

研究開発推進部門では、他大学の取組や研究戦略アドバイザーの助言等を基に、学内研究助成事業の効果的な活用や競争的資金獲得に向けた取組について検討を行い、2018年（平成30）度、機関研究をはじめとした学内研究助成事業について見直しを行った。

リスクマネジメント部門においては、安全保障輸出管理に関する取組が挙げられる。部門設置以前の2011年（平成23）度、安全保障輸出管理規程が整備され、技術の提供、貨物の輸出、留学生や研究生等の受入れが具体化した際に、事前確認・審査処理が行われてきた。その後、外為法の一部改正を踏まえ、安全保障輸出に関し強化・充実を図るため、2018年（平成30）度、部門の設置とともに、部局安全保障輸出管理責任者を置くなど、部局における安全保障輸出管理体制を強化した。このほか、生物多様性条約に対応するための体制構築にも取り組んでいる。

イノベーション推進部門では、リサーチ・アドミニストレーション機能を充実させるため、URA及びCDを段階的に増員・配置し、研究支援体制の強化を図った。具体的な活動としては、URAやCDを中心に、研

究シーズや保有する特許をもとに、首都圏等での出展イベントや新技術説明会等において企業とのマッチングを図り、共同研究契約締結につなげたほか、競争的資金獲得に対する支援を行っている。

知的資産部門では、知的財産マネジメントに関する知識を深めることを目的に役員、部局長等を対象とした知財講演会の開催や、教職員・学生を対象とした知財セミナーを開催し、知的財産に関する意識向上等に取り組んでいる。

また、研究基盤支援のさらなる充実を目指し、2019年（平成31）4月には、機構の一部改組を予定している。研究戦略室を研究イノベーション推進戦略室に改称し、研究基盤支援の企画・立案機能の強化を図るほか、「共用機器基盤センター」を設置し、全学的な研究機器の整備や機器共用化の一層の推進に取り組む。

（郡千寿子）

第3節 社会連携推進機構

2014年（平成26）11月、全学的に社会と連携した教育研究活動を推進するとともに、教育研究活動の成果を地域と結びつけ、地域の持続的な発展を促進するため、「社会連携推進機構」を設置した。また、機構の下に「社会連携戦略会議」が置かれ、地域の要望と本学の資源にかかる情報共有や地域貢献の方針等について分野横断的な検討を行い、地方創生の推進に向けた取組を開始した。

2016年（平成28）4月には、地元自治体や産業界、高等教育機関等との連携を強化し、青森県全域の創生及び活性化を推進する戦略拠点「地域連携センター」（仮称）の整備のため、新たな事務組織として社会連携部を設置するとともに、社会連携課内に地域交流室を設置し推進体制を強化した。「地域連携センター」（仮称）の整備にあたっては、各部局長等を委員とした「設置検討委員会」を設置し、2016年（平成28）12月に「地域連携センター（仮称）基本構想」を策定した。当該基本構想を受

け、地方創生に対する自治体等の取組に対応するための先行組織として、2017年（平成29）4月、教職員等約30名で構成する「地域連携室」を社会連携推進機構内に新たに設置するとともに、地域社会との連携活動を活性化させ、自治体等との連携体制をより一層強化するとともに、地域の人材育成に寄与することを目的として、本学と連携協定を締結している機関の職員を大学に受け入れる連携推進員制度を創設し、県内自治体及び金融機関から9機関10名の職員を地域連携室に連携推進員として受け入れた。2018年（平成30）度は、県内自治体及び金融機関から、8機関9名（新規5名、継続4名）の連携推進員を受け入れている。連携推進員は、派遣機関からの実務研修という枠組みの中で、地域連携室に所属し、各機関との窓口機能を積極的に発揮し、地域課題の相談対応や地域との連携プロジェクトへの参画を通じて、教員とのネットワークを構築しながら、本学の地域連携の活性化に貢献している。さらに、大学教員の専門講義の受講や意見交換、地方創生関連の学内外セミナーでの情報収集により、今後の業務に活かすことができる知識・ノウハウを習得するとともに、講師として、学生に対して自身のキャリア形成や各機関の施策内容等を授業で講義することにより、大学の教育面においても貢献しながら、連携推進員としての能力向上と人材育成を担っている。これらの取組によって、大学と各機関を結ぶコーディネーターとして、本学と各機関との一層の連携体制の強化を図っている。

2017年（平成29）6月に、地域連携室運営方針を策定し、自治体・金融機関との包括連携協定のさらなる推進を図るため、これまで関係が希薄であった県南地域市町村をはじめとした県内自治体首長等への訪問による地域との連携体制の強化、地域をフィールドとしたサテライトキャンパスの新規事業展開に対して重点的に活動を展開し、地域とのネットワーク強化を図っている。

2015年（平成27）11月から、地方創生に向けた自治体等の取組を支援するため、大学と地域のネットワーク機能の強化や自治体等からの地域課題の相談対応の一環として、包括連携協定先自治体や金融機関職員等を構成員とした「まち・ひと・しごと創生関係自治体等意見交換会」を

開催しており、2017年（平成29）5月からは、これまでの活動を踏まえ、本学の協定機関が連携して地方創生を推進することを目的に「弘前大学地方創生ネットワーク会議」を設置し、年4回開催した。

学内事業としては、2017年（平成29）度に「弘前大学地域連携支援事業」を展開している。本事業は、地元自治体や産業界等との連携を強化し、青森県全域の創生及び活性化に向けて、地域社会の課題解決や地域活性化に寄与する取組を支援することにより、本学における地域連携事業の一層の促進・発展を図ることを目的とするもので、学内から13件の応募があり、4件を採択した。いずれの事業も地域の課題克服を目指した事業であり、その活動内容が地元新聞等に掲載された。

今後も、弘前大学がイニシアチブを発揮しつつ、自治体、産業界、高等教育機関などと連携・協働して、地域の特性を活かした地域活性化施策を推進する。

社会連携推進機構は、2018年（平成30）10月1日、地域活性化の中核的拠点としての機能の充実・強化に向けて、地域の特性を活かした地域活性化施策を大学一体となって総合的かつ計画的に推進することを目的として設置された「地域創生本部」の創設に伴い廃止となり、その役割は「地域創生本部」が引き継ぐこととなった。

（石川隆洋）

第4節 COI研究推進機構

日本は超高齢化社会を迎え、高齢者における健康増進及び医療費の削減が大きな社会的な課題となり、なかでも青森県は、高齢化に加え40歳以上の加齢性疾患・生活習慣病の罹患率・死亡率が高く県民の寿命を大きく損なっている。弘前大学では、“短命県返上”を合言葉に、2005年（平成17）から弘前市（岩木地区）で「岩木健康増進プロジェクト」（健康情報600項目）を実施し、ここを社会医学研究・社会実装の拠点としてきた。こうした中、文部科学省・科学技術振興機構は、2013年（平成25）「革

新的イノベーション創出プログラム（COI：センター・オブ・イノベーション）」支援事業を公募し、弘前大学はこの「岩木健康増進プロジェクト」での成果を基に申請、同年本事業に採択された（事業期間2013年（平成25）～2021年の9年間、ビジョン1：少子高齢化先進国としての持続性確保）。

弘前大学が取り組むCOI拠点名は「真の社会イノベーションを創出する革新的『健やか力』創造拠点」とし、大学が中心となって産学官民が一体となった取り組みにより大きく3つの課題に取り組むこととしている。1. ビッグデータを用いた疾患予兆法の開発、2. 予兆因子に基づいた予防法の開発、3. 認知症サポートシステムの開発であり、これらの取り組みにより、県全体の健康づくりが進み、健康度が向上しその結果として、県民の生活習慣病や高齢者の認知症が減少し、最終的には、県民の平均（健康）寿命を延伸し、高齢者の生活の安寧とQOL向上を実現し「人生90年型ヘルスシティの創造」を達成、即ち「寿命革命」を目指している。さらには“青森版健康づくりパッケージ”として全国・海外に展開する計画である。なお、2018年（平成30）度には、国の実施機関である国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から事業活動に関する中間評価を受け、医療健康分野7拠点唯一最高評価である「S+」を獲得している。さらに2019年（平成31）2月には、本機構の取り組み内容が評価され、内閣府が主催する「第1回日本オープンイノベーション大賞」の最高賞である内閣総理大臣賞を受賞することが決定した。

本拠点の活動の対象は、高齢者の健康・疾病の根源は幼少期にあるとの考えから、青森全県民（全年代）を対象としている。本拠点の活動を推進するため、プロジェクトリーダーを機構長（マルマンコンピューターサービス(株)工藤寿彦氏）、研究リーダーを副機構長（弘前大学医学研究科 中路重之教授）とした「弘前大学COI研究推進機構」を2013年（平成25）12月に設置した。現在、「岩木健康増進プロジェクト」を充実させ、企業・研究者・自治体・健康関連組織・学校・市民が参画した研究・社会実装の一大拠点を目指している。さらには、COI関連活動への積極的な市民の参加できる状況を作り、健康増進リーダー育成にも取り組んでいる。

（柏倉幾郎）